

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>再調査の請求についての決定を経ない審査請求について（C-7010）</p> <p>（省略）</p> <p><u>税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）</u> （C-7500）</p> <p>届け出る税関事務管理人が納税管理人を兼任しない場合は、<u>標題の「（消費税等納税管理人届出書兼用）」及び本文中の「国税通則法第117条第2項」を2本の線で消し込んで使用する。</u></p> <p><u>「税関長」欄には、届出先税関長名を記載する。</u></p> <p><u>なお、二以上の税関に対して同一の届出をするときは、それらの税関長名を「税関長」欄に列記し、それらの税関に所属する官署のうちのいずれかに提出することとして差し支えない。</u></p> <p><u>また、既に届け出た税関事務管理人に係る届出事項の一部について変更がある場合（当該税関事務管理人を他の税関に対しても届け出る場合を含む。）は、後に届け出る際の届出書において先に届け出た際の届出書と同一の記載となる欄（「届出年月日」、「税関長」及び「届出者の氏名又は名称」欄を除く。）については、先に届け出た際の届出書（交付用）の写しを添付することにより、記載を省略して差し支えない。この場合において、先の届出が電子情報処理組織（NACCS）の汎用申請により行われたものであるとき（先の届出書に受理印がないとき）は、先の届出書の写しに、その汎用申請業務により通知された当該届出書の受理番号のほか「（汎用申請）」と記載することとする。</u></p> <p><u>届出者と税関事務管理人との間の委任契約等の内容を明らかにする書類についても、先に届け出た際と同一の書類である場合には、「届出者と委任契約等がある場合には、その内容」欄にその旨及び受理番号等を付記することにより、後に届け出る際には当該書類の添付を省略して差し支えない。</u></p> <p><u>〈届出者に関する記載事項〉</u></p> <p><u>「住所又は居所」欄には、届出者の住所又は居所を記載する。届出者が法</u></p>	<p>再調査の請求についての決定を経ない審査請求について（C-7010）</p> <p>（同左）</p> <p>（新設）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>人である場合には、原則として法人名義上の住所又は居所（法人登記上の本店の所在地等）を記載することとする。</p> <p>「<u>職業又は事業内容</u>」欄には、日本との輸出入に関連する又は日本国内における職業又は事業であって、税関事務管理人に処理させる税関関係手続等との関係が分かるように記載する（例えば、税関事務管理人に輸入申告を行わせる場合には、「〇〇（貨物の種類）の輸入販売業」等。）。</p> <p>〈<u>税関事務管理人に関する記載事項</u>〉</p> <p>「<u>住所又は居所</u>」欄には、税関事務管理人が個人である場合にはその住所又は居所を、税関事務管理人が法人である場合にはその本店又は主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。</p> <p>「<u>届出者との続柄（関係）</u>」欄には、届出者が税関事務管理人にその税関関係手続等の処理をさせることとなった関係（法人の場合にあっては、職業又は事業上の関係等）を記載する。また、関税法施行令第84条の2各号に掲げる特殊の関係がある場合には、併せて「関税法施行令第84条の2第〇号の関係」等と記載する。</p> <p>「<u>届出者と委任契約等がある場合には、その内容</u>」欄には、届出者と税関事務管理人との間に税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その契約の内容（契約の種類、期間等）を簡潔に記載するとともに、当該契約の内容を明らかにする書類を届出書に添付する。「<u>委任契約等</u>」には、委任契約のほか、準委任契約や請負契約を含む。「<u>委任契約等の内容を明らかにする書類</u>」としては、委任状に契約内容の記載がない場合は、その契約の内容が分かるその他の書類も併せて添付する。</p> <p>なお、委任契約等がない場合（個人間で税関関係手続等の処理を1回のみ依頼する場合等）には、記載を要しない。</p> <p>「<u>職業又は事業内容</u>」欄には、税関事務管理人がその税関関係手続等の処理につき便宜を有する者であることが分かるように職業又は事業の種類を記載する（例えば、「通関業者」「倉庫業者」「運送業者」等。）。</p> <p>「<u>税関事務管理人を定めた理由</u>」欄には、本邦に住所等を有しない届出者がその税関関係手続等を処理する必要が生じた理由、その税関関係手続等を処理していた届出者が本邦に住所等を有しないこととなった理由等について具体的に記載する。</p>	

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>「税関事務管理人に処理させる税関関係手続等」欄には、処理させる税関関係手続等について具体的に記載する（税関関係手続に関する一切の業務を処理させる等の場合でも、例えば、主に想定している税関関係手続等の例示や、輸入／輸出／輸入及び輸出の別等を括弧書きで記載する。可能な範囲で税関関係手続等を行おうとする税関官署についても記載する。）。</u></p> <p><u>なお、税関事務管理人に税関関係手続等を処理させる必要がなくなった場合には、その税関事務管理人の届出書を提出した税関官署に対し、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C-7510）を速やかに提出することとする。</u></p>	